

三菱名古屋女子勤労挺身隊訴訟一審判決
事実認定

(名古屋地裁2005年2月24日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実―戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

第4 当裁判所の判断

1 原告ら各自の事情については、次のとおり認められる。

(1) 原告朴■■■の事情（以下、(1)において、原告というときは、原告朴■■■のことをいう。）

前記前提となる事実、甲H1号証の1及び2、2号証、29、39号証、40ないし42号証の各1及び2、原告本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1930年（昭和5年）9月26日、光州市で出生した。原告の父は、原告が生まれる約半年前に病死したため、祖母、母、姉、兄及び原告の5人家族であった。母は、キリスト教の伝道師をしていたが、生活は貧しかった。

イ 国民学校での生活及び卒業後の状況

1938年（昭和13年）4月から、原告は順天南国民学校に通っていたが、国民学校で受けた教育により、原告は、天皇陛下に忠誠を尽くすものであること、内鮮一体であること、日本は正義、良心の国であることなどを信じていた。

1944年（昭和19年）3月、原告は順天南国民学校を卒業した。当時、国民学校を卒業した後、中学校や女学校へ進学できる韓国人は3分の1くらいであり、貧しい家庭の子どもは進学できなかったため、女学校へ行けるといことはあこがれであった。原告の家も貧しかったが、国民学校の先生になっていた原告の姉が1年間お金を貯めて原告を女学校へ行かせるくれると言っていたため、卒業後、原告は家で家事を手伝っていた。

ウ 勤労挺身隊への勧誘

1944年5月、原告は国民学校6年次の担任教諭に学校へ呼び出され、校長室で校長と憲兵から「日本に行けば、学校にも行けるし、工場で働きながらお金も稼げる。」、「国民学校の先生の給料ほども稼げる。」、「6か月に1回は韓国に帰してやる。」などと言われ、勤労挺身隊に参加するように誘われた。原告は、女学校へ行けるだけでなくお金まで稼げるという話を信じ、すぐに承諾した。原告は、校長から印鑑を持ってくるように言

われたが、母に話すと反対されると思い、黙って印鑑を持ち出し、校長に渡した。

原告は、その後、母に上記の事情を話すことができずに悩んでいたが、同年5月28日によりやく打ち明けたところ、原告の母は、非常に驚き、「日本に行くのは絶対に駄目だ。」などと言って反対した。そのため、原告は、校長に日本へ行けなくなった旨を話したが、校長が「お前の親は契約を破ったから刑務所に送られるだろう。」と脅したため、怖くて何も言えなくなり、原告の母には「行かない。」と嘘を告げて家族に秘密の内に勤労挺身隊に参加することとした。

同年5月31日、順天南国民学校に、勤労挺身隊として日本へ出発する少女たちが原告も含めて13人集まった。原告らが順天駅に移動して汽車を待っていると、原告の母と姉が駆けつけて、泣きながら「日本へ死にに行くなんて馬鹿な子だ。」と反対したが、原告は「6か月に1度は帰れるという約束だから、そのときに会いましょう。」などと言って母らを説得した。原告の母も日本の憲兵がいる前で原告を連れて帰ることはできなかった。

原告らは、近藤憲兵と羅州国民学校の松山教諭に付き添われ、麗水港から船で下関に、下関から汽車で名古屋に到着したが、原告らは、名古屋に着いて初めて本件工場で働くことを聞かされた。

エ 本件工場での生活

(ア) 名古屋に着いた原告らは、第四菱和寮で山添舎監から「私はお前達の父親だ。だから、私をお父さんと呼びなさい。」などと言われた。原告は山添舎監について良い人だという印象を受けた。

到着した翌日から本件工場での仕事が始まった。原告ら順天部隊は、2人1組で、ジュラルミンの板に飛行機の部品の型を描き、その後、これを日本人の従業員がいるところまで運ぶという仕事に就いた。ジュラ

ルミンの板は当時13歳の原告には非常に重く、あまりの重さに途中で足の上に落したこともあった。しかし、原告は、血が出て腫れていても医者に診てもらおうこともなく、薬も塗ってもらえなかったため、味噌を塗るなどして我慢していたが、痛みがひどくてこっそり泣いたこともあった。

(イ) 工場夕方まで働き、寮に帰ってからは疲れて寝てしまうという状態で自由はなかった。

食事の時間には、食堂の前で一列に並び、一杯の茶碗めしと一種類のおかずをもらったが、いくら量が少なくてもお代わりはできなかったため、いつもおなかが空いており、水で空腹を満たすことが何度もあった。

家族に手紙を出したくても検閲が厳しく、また、原告には切手を買うお金すらなかったため、手紙を出すこともできなかった。

(ウ) 原告は、「学校へ行ける。給料をもらえる」という話を信じていたが、仕事が終わった後に二、三回、お茶や礼儀作法を教えてもらったことがあるほかは、毎日工場での仕事だけで全く勉強などさせてもらえなかったもので、山添舎監に「学校には行かせてもらえないのか。」と尋ねた。しかし、山添舎監は「今はその時ではない。あとでその話をしよう。」などと言うだけであった。また、給料をもらえないことについても尋ねたが、山添舎監は「貯金してある。後で韓国に帰る時にあげる。」と言うだけであった。

(エ) 日本に来て何か月か経ったころ、韓国から5人の代表団が、原告らの働いている様子を見にやってきた。原告の母も順天の代表として参加していたが、皆が集まっている場で挨拶をただけで個人的に話をする時間は持てなかったため、原告は、原告らが受けている待遇が約束と違うことなどを母に訴えることはできなかった。

オ 東南海地震

1944年（昭和19年）12月7日午後1時半ころ、原告らが作業場で仕事をしていたところ、「ウー」というような大きな音がして、体が揺れるくらいの振動が続いた。原告は何が起きたかわからなかったが、日本人が「地震だ。早く木の下へ逃げろ。」と叫んだため、原告は何とか逃げようとして、ようやく工場の外に出て木の下まで避難した。工場が倒壊する大きな音が聞こえ、大勢の人の叫び声やうめき声、助けを求める声があちこちから聞こえた。血を流し頭はほこりだらけの人が出てきたり、煙突のところに見えた人影が見えなくなっていたりと修羅場と化した光景を見て、原告は恐ろしさの余り震え続けていた。

カ 空襲

地震の後、間もなくしてから名古屋に空襲が続いた。毎晩のように空襲警報が鳴り、そのたびに原告らは防空壕に避難して身を縮めていた。焼夷弾が雨のように降り注ぎ、寮の周りは火の海になり、原告は水に濡らした毛布で一晩中消火活動に当たったこともあった。

原告は、空襲など戦争の実態を聞いたことがなく、危ないということを実感していなかったが、これらの体験の後、原告の母が「日本に行くことは死にに行くことだ。」と言った意味を実感した。恐怖のため、何日も眠れず、ご飯も食べられない状態になった。

このときの空襲による恐怖から、原告は、帰国後も、夜驚いて目が覚め、朝まで眠れないということがあった。

キ 大門工場での生活

1945年（昭和20年）に入ると、原告らは大門工場に移動させられた。

大門工場の寮の舎監は、傷痕軍人で強圧的な態度の人であった。原告らは、地震、空襲と相次ぐ恐怖と疲労のため、舎監に対して「約束どおり韓国に帰して下さい。」と要求したことがあったが、舎監は怒って原告らを

1人ずつ自分の部屋に呼び、「誰が最初にそんなことを言い出したのか。この中にはスパイがいる。」と怒鳴りつけた。このような舎監の厳しい姿勢に、原告らはひたすら謝り、翌日から工場での勤務に就いた。

その後、日本の状況は次第に悪化し、原告らは、握り飯と一切れのたくあんでひもじさを紛らわせながら厳しい労働に従事した。

ク 解放

1945年（昭和20年）8月15日、原告らは、寮の前の運動場に集められ、ラジオからの天皇陛下の放送を聞いた。流れてきた天皇陛下の声を聞いた日本人は皆、涙を流していたが、原告らは、戦争が終わったという安心感とやっと韓国に帰れるという喜びから、寮の部屋に戻って手に手を取り合い喜び合った。

同年10月、原告らは朝鮮に帰国することになったが、荷物は後で送ると言われたため、原告らは、支給された作業着のまま帰国した。また、他の勤労挺身隊員が舎監に給料のことを聞いたところ、「お前たちが朝鮮に帰ってから支払う。」と言われたため、原告は、荷物と給料は後で送ってもらえると信じて帰国した。

ケ 帰国後の生活

原告は、帰国後しばらくは家にいたが、1946年（昭和21年）から、縫製工場で働きながら全南女学校の夜間部に通学し、その後、朝大中学校、光州スピア女子中学校、全州イエス病院看護学校でそれぞれ学び、同看護学校卒業後、光州済衆病院で看護師として勤務しながら助産員免許を取得し、1957年（昭和32年）、光州市月山洞助産院を開業した。そして、このころ、原告は、当時、陸軍中尉であった夫と見合い結婚をし、その後、二男二女をもうけ、仕事と子育てで多忙な日々を送っていた。

韓国では、戦前に日本に行ってきたという、親日派とみられて非難され、加えて、勤労挺身隊員は慰安婦と同視されており、勤労挺身隊員であ

ったことが分かりますと結婚できなかつたため、原告は、結婚する際に、夫に勤労挺身隊員として日本に行ったということをお話さず、結婚後も、夫にも子供にもお話ししないままであつた。

原告の子供らがそれぞれ独立した後、原告は、原告金恵■及び同梁錦徳らとともに、名古屋を訪問し、勤労挺身隊員であつたことを公表した。原告の子供らは、原告のお話を聞いて事実を理解したものの、原告の夫は、勤労挺身隊員は慰安婦ではないという原告のお話を信用せず、家を出てしまつたため、1994年（平成6年）10月、原告は夫と離婚した。

原告は、助産婦として周囲の人から尊敬されておられ、2003年（平成15年）11月には米国でナイチンゲールミラン賞を授与されたが、新聞やマスコミが原告が勤労挺身隊員であつたことを報道したのを見聞きし慰安婦と誤解した人から「汚い女だ。」だとののしられたこともあつた。

原告は、日本での生活で受けた精神的な苦痛とショックで現在まで不眠症と神経性胃腸障害を患い、体重が減り、気持ちが不安定であるため、治療を受け続けている。

(2) 原告金恵■の事情（以下、(2)において、原告というときは、原告金恵■のことをいう。）

前記前提となる事実、甲A8号証、甲C55ないし57号証、甲H2、4号証、6号証の1及び2、29号証、43号証の1及び2、43号証の5、原告本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1931年（昭和6年）3月6日、全羅南道羅州で出生した。原告の父は、羅州において「永信商店」との名称で、塩、高麗人参、たばこなどの販売業を営んでおられ、家庭は裕福であつた。原告の母は、原告が5歳のころ死亡したため、以後は継母との生活であつた。

原告は、羅州大正国民学校を1944年（昭和19年）3月に卒業し、主に日本の子女が通う大和女学校を受験したが、不合格となった。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、再度女学校を受験するため、羅州大正国民学校を卒業した後も同校において「再習」と称する課程を履修していた。1944年（昭和19年）5月ころ、学校の教室に5年生、6年生及び再習課程の各児童が集められ、正木俊夫校長（以下「正木校長」という。）及び近藤憲兵から、「日本に行けばお金がもらえるし、女学校にも通える。」「日本に行きたいものは手を上げなさい。」と言われた。女学校に不合格となって落ち込んでいた原告は、日本の女学校の方が朝鮮の女学校よりも偉く、日本の女学校へ行ったら自分が一番偉い人間になれると思い、願ってもない話と考え、真っ先に手を上げた。このとき、原告は、日本の工場で働くなどとは思っていなかった。

原告は、女学校へ行ける喜びに急いで家に帰って原告の父に報告したところ、原告の父は、当初、日本に行くことに猛反対したが、商売の関係で日本人と親交があったことから、原告がどうしても行きたいとせがむのを反対し通すことができず、やむなく承諾した。

1944年（昭和19年）5月末ころ、原告を含めた24人は、近藤憲兵及び羅州大正国民学校の松山教諭に引率され、羅州駅から汽車で麗水に向かった。原告の父及び継母は、麗水まで同行して麗水で「みどり旅館」という旅館に原告とともに1泊し、原告の父は、別れの際に原告に着替えのほか30円を持たせた。原告の父は泣いていたが、原告は、女学校へ行けることを考えるとひたすらうれしい気持ちだけであった。

麗水で一泊した翌日の夜、麗水港から大型船で日本へ向かった。航行中、魚雷が通過したためサイレンが鳴った。このとき原告は、初めて子供心にも危険な状況に身を置いていることを感じ、後悔の気持ちが芽生えたが、

下関に到着して山などが見えたときは少し安心した。下関からすぐに汽車に乗り換え名古屋へ向かったが、目的地が名古屋であることは到着するまで知らされなかった。

ウ 本件工場での生活

第四菱和寮では1部屋に6人で寝起きを共にした。寮長の山添舎監は原告らに親切であり、原告らは山添舎監をお父さんと呼んでいた。

原告に与えられた仕事は、飛行機の部品に国防色のペンキを塗る作業であった。作業場に換気扇はなく、マスクもなかったため、原告は、2回ほど、ペンキの溶剤の臭気で頭が痛くなり意識を失って倒れたことがあった。工場での作業は、作業に従事する者どうしが互いに話ができないように作業場所を分断して作業させられた。作業中、少しでも横を見たり話をしたりすると、監督に怒鳴りつけられた。トイレに行くときも、戻るのが少し遅れただけでひどく怒鳴られた。そして、そのたびに、監督は「朝鮮人だからそうなんだ。」「半島人」などと言って差別したので、原告は、内鮮一体と教えられたのにどうして差別されるのかと思うと悔しく、「内鮮一体を知らないか。」と言り返したこともあったが、監督から怒鳴り返されるだけであった。

食事は、主食はご飯に豆やジャガイモなどが混ざったもので量は少なく、おかずも1品程度であり、原告は常に空腹の状態であった。

寮の2階の部屋には「内鮮一体」の額がかかげられ、日本の天皇のこと、日本の歌及び礼儀作法は教えられたが、学校に通うことなどはなく、他の勉強はなかった。

原告は、つらい気持ちを原告の父に伝えるために、指を切り、その血で「日本は必ず勝つ」と書き、父あてに送ったところ、心配した原告の父が間もなく日本へ駆け付けた。原告の父は、原告と一緒に朝鮮へ帰るように言ったが、原告は、どうしても日本の学校へ行きたく、また、自分1人で

帰ることはできないと思い、日本に残った。

エ 東南海地震

1944年（昭和19年）12月7日午後1時半ころ、昼食を終え、作業を再開したときに東南海地震が発生した。朝鮮半島で生まれ育った原告は、大きな地震の経験はなく、驚いていると、監督が「地震だ。みんな外へ出ていけ。」と大声で叫んだので、原告は何とか外へ逃げ出すことができたが、地震で工場の屋根が落下し、鉄骨が原告の右肩に当たったため傷害を負った。工場の煙突は大きく揺れ、地面はひび割れ、水道管は破裂して水があふれ出ており、原告らはおびえてあちこち逃げまどい、恐怖と不安で、お母さん、お父さんと呼びながら泣くばかりであった。

地震の話聞いた原告の父は、地震の数日後に日本に駆け付けたが、原告は、このときも日本の学校へ行きたいという気持ちがあり、父と一緒に朝鮮に帰らなかった。

オ 空襲

1945年（昭和20年）1月ころから特に空襲が激しくなり、毎日のように昼夜を問わず警戒警報や空襲警報が鳴り、そのたびに防空壕に避難した。防空壕にも焼夷弾が落下し、勤労挺身隊員の1人が死亡した。寮にも焼夷弾が落ち、室内が燃えたこともあった。このとき、原告は、自分の布団で火事を消し止めたが、以後、代わりにの布団は支給されなかった。

カ 大門工場での生活

1945年春ころ、原告らは、大門工場に移転した。大門工場には山口師範学校の生徒も来ていた。

大門工場での生活は、本件工場と同様のものであり、仕事も航空機部品にペンキを塗ることであった。食事量も少なく、原告は、あまりの空腹のため、工場の裏にある畑からキュウリやトマトを盗って食べたこともあった。

大門工場の寮の舎監は、原告らに厳しく差別的であり、暴力を振るうこともしばしばあった。夏になると蚊が多く、山口師範学校の生徒らには蚊取り線香が配給されていたのに、原告らには配給されなかったため、原告が蚊取り線香を買いに外出したところ、舎監に見つかり殴られたことがあった。また、山口師範学校の生徒や日本人の子供らから、「朝鮮人かわいそう。なぜかと言えば、地震に空襲にぺっしゅんこ」などと歌いはやされて侮辱されることがしばしばあった。

キ 解放

1945年（昭和20年）8月15日、ラジオから天皇の玉音放送が流れ、日本人は皆泣いていたが、原告は放送内容がよくわからず、どうして皆が泣いているのか理解できないでいたところ、山口師範学校の生徒らに、「朝鮮人だから日本が戦争に負けたことを喜んでいる。」と言われ、大勢の生徒から殴られた。

同年10月、原告らは汽車と船を乗り継いで帰国した。朝鮮に帰国した原告は、羅州大正国民学校の正木校長の話などがすべてうそであり、自分はだまされたとはっきり感じたため、胸が張り裂けるような思いがした。

ク 帰国後の生活

原告は、帰国後しばらくは羅州で原告の父らと共に生活していたが、1946年（昭和21年）に原告の父及び継母とともに釜山へ移転した。原告は肺結核にかかり、釜山の病院に3年弱ほど入院した後、光州師範学校に入学した。

解放後の韓国では、日本に協力的であった韓国人は迫害され、挺身隊員として日本に渡った少女たちは「供出」とみなされ、日本人男性のなぐさみものにされたと認識されていた。原告は、軍人と婚約したことがあったが、原告が勤労挺身隊員であったことが知られて破談となった。その後、1度結婚したものの、勤労挺身隊員であったことが知られ、それが原因で

別れた。別れてから子供を1人出産したが、肺結核を患って入退院を繰り返していたため、結局父親に引き取ってもらった。

その後、原告は、和順で水商売や小さな食堂、パン屋をやったりし、その間に男の子を1人出産した。

ケ 本件訴訟に至るまで

1995年（平成7年）ころ、原告は、原告梁錦徳と偶然再会し、その後、日本で開催された戦後50年の記念集會に原告梁錦徳及び同朴■■■■とともに参加し、本件訴訟の原告団に加わることとなった。原告は、以前は勤労挺身隊員であったことはできるだけ知られたくないと考えていたが、裁判活動にかかわるなかで、勤労挺身隊員としてのつらい経験を後代に伝えることが自分たちの責任であると考えようになった。

また、原告は、東南海地震で死亡した勤労挺身隊員6人のうちの日本名「吳原■■■■」という少女の身元が探せないままであるという話を聞き、その少女を不憫に思っテ必死に探したところ、木浦の山亭国民学校の学籍簿に「吳原■■■■」の名前があるのを見つけ、少女の韓国名が「吳■■■■」であること、その本籍地が全羅南道務安郡（現在の新安郡）押海面であること及びその遺族を探し出すことができた。

(3) 原告陳■■■■の事情（以下、(3)において、原告というときは、原告陳■■■■のことをいう。）

前記前提となる事実、甲H46号証の1及び2、原告本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1929年（昭和4年）12月1日に全羅南道羅州で出生した。兄弟は兄3人、姉3人で、原告が2歳の時に父が、4歳の時に母がそれぞれ相次いで死亡したため、原告の兄が農業で一家の生活を支えていたが、生活は苦しかった。原告は、幼いころ、日本人に対して、怖いというイメ

一ジを持つとともにその豊かさに対するあこがれのような気持ちを抱いていた。

1944年（昭和19年）3月，原告は，羅州大正国民学校を卒業した。

イ 勤労挺身隊への勧誘

1944年5月ころ，原告及び原告と同じ年の姪が，国民学校6年次の担任教諭から呼ばれて学校に行ったところ，校長室で，正木校長と近藤憲兵から，日本の立派な家が写ったりしている写真を見せられ，「日本に行きたいか。」，「日本に行ったら何をしたいか。」などと聞かれ，さらに「日本に行けば，女学校に進学できるし，お金がもらえる。」などと言われ，日本に行くように勧められた。

その際，原告らは，名古屋に行くとは聞かされておらず，労働の内容，給料の額，勤務日数，勤務時間については何も知らされていなかった。また，原告は，当時，日本が戦争していたことを知らず，知らされることもなく，そもそも，戦争が何であるかも知らなかった。したがって，日本に行けば空襲があるなどと言うことも全く知らず，逆に，日本に行っても家に帰りたければいつでも帰れると言われていた。

原告は日本へ行くという話を聞いた時，「行けないと思っていた女学校へ行ける。」と喜んだが，親代わりの兄にこの話をしたところ，「絶対に行っては駄目だ。」と反対された。原告は，今のままでは家庭の都合で女学校には行けないと思ったので，「このままでは女学校に行けないので私は行きます。」と言い張った。しかし，兄から「幼いお前たちが遠い外国に行ってどうするのだ。お前たちを誰が保護してくれるのか。」，「行ったら帰れるか帰れないか知らないぞ。」などと繰り返し言われたため，原告は姪と2人で相談し，日本に行くのはやはり不安だということになった。

そこで，翌朝，原告と姪は学校に行って，日本には行かない旨を告げたところ，刀を下げていて，体格も立派で怖い感じを受けていた近藤憲兵から，

「1度行くと言った人は絶対に行かなければいけない。行かなかったら警察が来て家族、兄さんを縛って行く。」と怒られた。正木校長からも「絶対に行かなければいけない。」と言われたため、原告と姪は、家に帰った後、2人で1晩心配していたが、校長らから印鑑を持って来るように言われていたので、印鑑を盗み出して学校へ持って行き、結局、2人で勤労挺身隊に参加することになった。

ウ 日本への出発

1944年（昭和19年）5月末ころ、原告は、羅州大正国民学校から日本に向けて出発したが、家族の見送りはなかった。羅州駅で、原告らは、個人行動は絶対禁止であり、憲兵の命令に従うようにと厳しく注意を受けた。そのため、原告らは行き先などを聞くこともできなかった。

日本に向けて麗水港から出港し、翌日の明け方、下関に到着したが、原告は、気分が良くなく、そのまま帰りたいという気持ちになっていた。

エ 本件工場での生活

原告らが名古屋に着いた翌日の朝早くには、早速工場に行き、労働に関する教育を受けた後、工場での労働が始まった。

原告に割り当てられた工場での作業は、飛行機部品のさびを取ることでペンキ塗りであった。さびを落とす仕事は腕が痛くなり、また、ペンキ塗りはきつい臭いに酔ってしまい、息が苦しく、ひどい頭痛がした。1日中立ったままの作業であったため、夜寝るときには足が腫れていた。蚊に刺されてひどく腫れたこともあったが、薬は与えられなかった。

作業場での監視はとても厳しかった。よそ見をせずに間違いなく作業をするようにとの命令が幾度となく飛んでいたため、仕事の際には横も向けず、話もできなかった。トイレに行くときは、許可をもらって誰かと行かなければならず、決められた時間内に戻らなければ、罰が加えられた。特に勤労挺身隊員はいつも怒鳴られていた。体が痛くて仕事に出ていけない

者に対しては食事が与えられなかった。

原告らは、工場にいる日本人とは、仕事を教える人及び指揮官以外に付き合いがなく、日本人は原告らを「半島人」、「朝鮮人」と呼び、原告らに日本人の友人ができるような状況ではなかった。

朝鮮に手紙を送るには検閲を受けなければならなかったため、原告は、朝鮮には1度も手紙を送らなかった。そのため、朝鮮にいる家族の状況についても知ることができなかった。

原告は、朝鮮では貧しい生活ではあったが、それでも欲しいだけのものは食べることができた。しかし、日本では、労働がきつい反面、食事は主としてジャガイモで、量はいつも不足していた。原告は、空腹に耐えられないときには、厨房にこっそり入ってゴミ箱に捨てられたご飯を拾い、水で洗って食べて飢えをしのいだこともあった。また、持ってきた服を遠くまで行って豆と交換し、豆をお粥にして食べたこともあった。

オ 東南海地震

1944年（昭和19年）12月7日午後1時半ころ、午後の作業に取りかかっていた原告は、急に「地震だ。」という大きな声を聞いて、急いで工場内の防空壕に入ろうとしたが、体が動かず、やっとのことで防空壕に入り、姪と2人で抱き合いながら一緒に死のうと言っていたところ、工場が倒壊した。原告は、地震が収まるとすぐに防空壕のふたを開け、外の様子を見たが、血まみれの人が担架で運ばれていたり、地面が割れたり、水があふれたりしているような状況であったため、このまま家に帰ることもできずに死ぬのではないかと思った。また、原告も、つぶれた建物をかきわけて出てきた時にけがをした。

原告は、韓国では地震を経験したことがなかったため、現在でも東南海地震の恐怖を忘れることができないでいる。

カ 空襲

東南海地震後、毎日のように空襲があり、そのたびに避難した。空襲があると、死の恐怖のために誰もが互いに押し合って防空壕へ避難しようとした。1日に何回も空襲警報のある日もあり、原告らは防空壕へ逃げるたびに、「今日も生きていた。」「私たちは、こうして生きている。」と言ったり、心に思っていた。1晩中空襲が続いたこともあり、原告は本当に空襲が怖く、家に帰りたくて仕方がなかった。原告は、ここで死ぬのではないかと毎日泣いていた。

原告は、防空壕へ避難する際に、寮の2階の階段で後ろから押されて転倒し、階段の1番上から下まで落ちて腰を打ち、足の爪が1枚はがれるなどのけがをしたことがあった。現在でも長く座っていると、立とうとしても立てず、姿勢も悪い状態である。

キ 韓国への帰国

その後、原告らは、大門工場に移動させられたが、監視のもとでの労働、食事の不足など仕事や生活については、本件工場と同じような状況であった。

1945年（昭和20年）8月15日、日本の敗戦で戦争が終わったことを知り、原告らは、これで故郷に帰れると思い、手をたたいて喜び合った。

同年10月21日に、原告は、作業服とモンペの格好で、徴用で日本に連れてこられた人たちと一緒に帰国した。

ク 帰国後の生活

原告は、ようやく帰国することができたが、たくさんお金がもらえるという話であったのに無一文で帰ってきたため、兄や姉に見せるお金がなく、また、自分がだまされたと思うと恥ずかしく、親代わりであった兄にも、「日本へ行って飛行機を作った。」と話ただけであり、ほかには何も言えなかった。

帰国後の韓国での生活の中で、原告は、勤労挺身隊員が慰安婦と同一視されており、勤労挺身隊員として動員された人は皆これを隠しているという事態を経験し、勤労挺身隊に参加したことは隠さなければならないということをややでも理解しなければならなかった。そのため、原告は、勤労挺身隊員として動員されたつらい体験を誰にも話すことができず、「大変なことがあったのに死なずに帰って来てよかった。」と自分を慰めるよりほかになかった。

原告は、結婚をして幸せな家庭を築くことを願っていたが、勤労挺身隊員に動員されたことがわかると、日本兵に体を売ったと誤解されて結婚相手として見てもらえなくなるため、これを隠して結婚するしかなかった。

原告には、最初、憲兵との結婚話があったが、原告は「憲兵」というと近藤憲兵を思い出し、怖くて結婚する気になれず、また、相手方も、原告が勤労挺身隊に参加していたことをどこかで聞き、「勤労挺身隊から帰った人とは結婚しない。」と断ってきた。

その後、原告は、勤労挺身隊員に動員されたことを隠して22歳のときに見合い結婚をし、5人の男の子と1人の女の子をもうけた。原告は、勤労挺身隊員に動員された事実は絶対に夫に知られてはならないと思い、ひたすら隠し続けようとしたが、結婚後、四、五年してから、原告の夫は原告が勤労挺身隊に参加していたことを聞き及び、原告を疑うようになった。原告の夫は、原告の過去について何度も根ほり葉ほり聞き、原告がありのままに答えても決して信用せず、ついには原告に暴力を振るうようになり、原告は、夫の暴力によって意識を失ったり、手首を骨折したりすることもあった。結局、原告の夫は家を出てしまい、結婚生活は破綻した。

原告の夫は、家を出る際に家にあるお金を一切持って出てしまい、その後、生活費や養育費はほとんど仕送りしてくれなかったため、原告は、実家の援助を受けながら6人の子供を育てた。医大に進んだ原告の長男は、

学費が足らずに途中休学をしたこともあったが、アルバイトをしたり、原告の兄や姉から援助を受けたりして医大を卒業し、現在は大学医学部の教授になっている。

なお、原告の夫は、晩年に病気になり、原告の長男が医師として勤務していた病院で検査を受けることを希望したことがきっかけとなって、手術後、家に帰り、原告らの看病の末に死亡した。

ケ 本件訴訟への参加について

本件訴訟に参加することについて、原告は三男以外の子供には話しておらず、三男からもあきらめるよう忠告されたが、自分の人生を狂わせた原点を見つめ直し、生涯の恨みを晴らし、慰安婦であったという誤解を解きたいと思い、本件訴訟に参加することとした。

(4) 原告梁錦徳の事情（以下、(4)において、原告というときは、原告梁錦徳のことをいう。）

前記前提となる事実、甲H3号証の1及び2、29号証、45号証の1ないし3、原告本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1929年（昭和4年）11月30日、全羅南道羅州の貧しい農家に生まれた。父母、姉4人及び兄1人がおり、家庭は貧しかったが、両班（ヤンバン）という一番格の高い家柄であった。

1939年（昭和14年）4月、原告は羅州大正国民学校に入学したが、当時、原告は国民学校で受ける教育を信じ切って受け入れていた。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告が6年生になったばかりの1944年（昭和19年）5月、正木校長と近藤憲兵が教室に入ってきて、「体格が良く頭が良い子が挺身隊として日本に行って働けば、金もたくさん稼げるし、女学校にも入れてもらえ、

帰ってくる時には家1軒買える金を持って帰れるようになる。だから勤労挺身隊に志願してはどうか。行きたい者は手を上げる。」などと言って、勤労挺身隊への参加を募ったところ、クラスの全員が手を挙げた。正木校長は担任教諭と相談して、頭が良くて体格の良い児童10人をその場で指名した。原告は、その10人のうちの1人に入っていた。

原告は大喜びで家に帰り、両親に報告したところ、両親は驚き、激怒して、「幼い娘を日本にやることは絶対できない。」「女学校へ行かせるなんてうそだ。」などと言って強く反対した。しかし、原告は、頭が良いとして選ばれたことを非常にうれしく思っており、また、天皇陛下は絶対であるとの教育を受けた原告は、学校の先生は間違っただけを教えたりしないと思っていたため、両親の言うことよりも教諭の言うことを信じた。原告は、翌日、正木校長に両親が反対していることを告げたところ、正木校長から「このような指名を受けたのに行かなければ、警察がお前の父親を捕まえて閉じ込める。」「行く人は父親の印鑑を押さなければならない。」などと言われた。原告は、自分が行かなければ警察が父を捕まえるのではないかと心配し、父が寝ている間にこっそりと印鑑を持ち出して担任教諭に渡した。このようにして、原告は、勤労挺身隊員として日本に行くことになった。

その約20日後、松山教諭の引率で出発したが、原告の両親は見送りに来て泣いていた。

麗水に集まった勤労挺身隊に動員された児童らを、軍楽隊が歓迎した。近藤憲兵ら憲兵2人が引率に加わったが、原告は軍刀を持つ憲兵に恐怖を覚えた。

原告らは、船で下関に渡り、汽車に乗って名古屋に行き、本件工場に到着した。

ウ 本件工場での生活

原告の仕事は、シンナーやアルコールで飛行機の部品のさびを取り、その上にペンキを塗ったり、ヤスリをかけて部品を切断したりするという作業であった。工場では24人の班に2人の日本人の班長がおり、作業中、作業場を行き来して終始監視していた。作業場にはシンナーの強い刺激臭が充満していたため、頭痛がしたが、倒れそうになっても倒れると怒られるのでこらえていた。手袋もなく、手の皮が破れて出血したこともあった。原告は背が低く、ペンキを塗るときは背を伸ばして作業しなければならなかったので大変つらかったが、手を休めて班長の方を見ただけで殴られたこともあり、手を休めることはできなかった。作業中トイレに行くことはできたが、他の人が並んでいて時間がかかってしまっただけでも殴られたことがあった。班長が原告らをたたいたり怒鳴ったりするときは、「朝鮮人」「半島人」と言っていた。

第四菱和寮では1部屋に8人が寝起きを共にしていた。食事は、寮の大きな食堂で食べた。朝食は、麦を混ぜたご飯に、おかずは梅干しとみそ汁だけのことが多く、ご飯の分量も少なかった。昼食は工場の食堂で、福神漬かたくあん、夕食はほとんどいわしなど1品だけのおかずであった。

原告は、あるとき、日本人と朝鮮人が交替する際に、食べ残しのご飯が少しバケツの中にあるのを見つけ、食べようとして手に取ったところ、通りかかった日本人の少女から「朝鮮人汚い。」と言われて、足で手を踏みつけられたことがあった。

エ 東南海地震

1944年（昭和19年）12月7日午後1時半ころ、地面が揺れ、「地震、地震、みんな外へ出なさい。」という大きな声が聞こえたので、原告は走って逃げたが、逃げる途中で壁が倒れ、原告の前を逃げていた寮の小隊長の崔■■■と、原告の後を逃げていた金■■■が下敷きになってしまった。そして、施盤の上から器具が落ちてきて原告の脇腹や肩に当たり、その後、

天井が落ち、原告はがれきの中に埋もれてしまった。2人の友が死ぬのを目の当たりにした原告は、ぶるぶる震えながら助けを求めていたところ、誰かが原告の手を引っ張って助け出してくれた。現在でも、原告の左脇腹には傷の跡が残り、強い打撲を受けた左肩には痛みが残っている。また、原告は、東南海地震で感じた強い恐怖を今でも忘れることができない。

オ 敗戦と帰国

その後、原告らは大門工場に移動し、本件工場と同様の作業に従事した。

日本の敗戦により、1945年（昭和20年）10月、原告らは帰国することになった。会社の班長に汽車で下関まで連れていかれ、そこから船で韓国に渡った後、汽車に乗って羅州駅に到着したのは、同月22日午後11時のことだった。原告は家に帰って再開した父母と抱き合っ泣き続けた。

給料は、大門工場に移動する際には「同じ三菱なので富山に行って帰るときにやる。」と舎監に言われ、大門工場から家に帰るときには「家に連絡して送ってやる。」と言われたので、原告は、帰国後、連絡を待っていたが、何の連絡もなかった。

カ 帰国後の状況

原告の母は、日本で働いてきたという原告の話を知っていたが、近所の人に「娘が生きて帰ってきた。」と話したところ、「体を売っていくらもうけてきたのか。」と言われたため泣いていた。原告は、日本に行くときは「偉いことをしに行く。」と思っていたが、母の泣いている姿を見て、母を泣かせてしまうようなことをしてしまったのだと感じ、恥ずかしいと思った。原告は、母や姉から「日本に行ってきた女はみんな体を売ってきたと思われるから、日本に行ってきたことは絶対に言うな。」などと言われていた。

1946年（昭和21年）3月から、原告は、自宅から8キロメートル

ほど離れたところにある中学校の夜間部に通学し始めた。原告と同じように勤労挺身隊に参加した人が他に2人いたが、中学校のある場所が町から離れていたこともあり、原告らが勤労挺身隊に参加してきたことを知っている生徒はいなかった。しかし、原告らは、他の生徒より年上で体も大きかったため、勤労挺身隊に参加したことが知られるのではないかといつも不安に思っており、結局、原告は、勤労挺身隊に参加したことを知られる前に中学校をやめてしまった。

その後、原告は、見合いをした相手と結婚の約束までしたが、原告が勤労挺身隊に参加したことを知った相手の母親は、見合いを紹介した原告の義兄に対して「あなただったら自分の子供をそんな子と結婚させるか。」と言って結婚に反対した。その話を聞いた原告は、とても悔しく、また恥ずかしく思い、泣いていた。

1949年（昭和24年）、原告は、勤労挺身隊に参加したことを知られないうちに結婚しろと家族に言われ、これを隠してやむなく結婚した。

原告は、1952年（昭和27年）に長男を、1954年（昭和29年）に二男を出産したが、その後、夫が突然知らない子供を3人連れてきたため、これが原因で夫との間にけんかが絶えなくなった。原告が「なぜ外で子供を作って連れてくるのか。」と問いつめると、夫は、「お前だって日本帰りで汚いじゃないか。」「汚れた女じゃないか。」と原告を罵倒した。その後、原告は、毎日のように夫とけんかとなり、夫から慰安婦であったと疑われて「汚い」などと言われることは非常につらいと思っていたが、子供たちに罪はなく、これも運命だと思って我慢して、夫とは別れなかった。

1963年（昭和38年）ころ、夫が病気になり働けなくなったので、原告が働いて家計を支えるようになった。1964年（昭和39年）には長女を出産したが、翌1965年（昭和40年）に夫が死亡し、以後、原

告は1人で子供6人を育てた。

現在、原告は光州広域市の自宅に1人で住んでおり、週に一、二回、市場で売る野菜の整理をする仕事をして月に5ないし6万ウォン（日本円で5000ないし6000円程度）の収入を得ており、加えて月8万ウォンの国からの援助（2003年2月から受給）を受けて何とか生活している。原告の自宅の近くには、二男の朴■■■と長女の朴■■■が住んでいるが、いずれも生活が苦しく、原告の生活を十分に援助することはできない。

キ 本件訴訟に至る経緯等

1993年（平成5年）ころ、原告は、慰安婦を扱ったテレビ番組で「慰安婦、勤労挺身隊員であった人は申告してください。」との報道を見たことがきっかけで、二男の朴■■■と一緒に、太平洋戦争犠牲者光州遺族会の会長である李金珠の事務所を訪れた。その途中、原告が朴■■■に、自分も勤労挺身隊員として日本に行ってきたことを告白したところ、■■■は、「おかあさんは偉い。」、「時代的な状況があったから仕方がない。」、「これも神様が助けてくれたんだ。」などと言って原告の事情を理解した。原告は、李金珠の仲介で日本の弁護士に会い、その後、山口地方裁判所下関支部に対し、国を被告とする損害賠償請求訴訟（平成4年(ワ)第349号、同5年(ワ)第373号、同6年(ワ)第51号）を提起した。

原告は、自分の体験を広く知ってもらうために、テレビに出演して訴えるなどしており、これを見聞きした人の中には「日本へ行って苦勞したんだね。」と理解してくれる人もいるが、「日本に行った人はみな慰安婦をしているのに、どうしてあなただけが違うというのか。」、「どうして慰安婦でない人がテレビに出演するのか。」などと言われたり、「今夜一緒に遊ぶか。」とからかわれたり、陰口を言われたりすることもあり、なかなか理解してもらえない状況が続いている。

(5) 原告李■■■の事情（以下、(5)において、原告というときには、原告李■■■

のことをいう。)

前記前提となる事実、甲H44号証の1ないし5、原告本人尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1930年（昭和5年）1月20日、全羅南道羅州で出生した。

家族は、父母、兄弟姉妹及び原告の9人家族であった。原告の父は小作人をしており、非常に貧しかった。

原告は、1937年（昭和12年）春に羅州大正国民学校に入学した。

なお、原告は、「李■■■■」が本名であるが、国民学校入学時に、原告のおじの娘の「李■■■■」という名前を使い、生年月日を1928年9月16日として届け出たため、学籍簿には、戸籍抄本と異なる氏名及び生年月日が記載されている。

国民学校では、「天皇は神である。」、「日本は良い国である。」と教えられ、幼い原告はそれを信じていた。

1943年（昭和18年）3月、原告は羅州大正国民学校を卒業した。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、国民学校卒業後、家の手伝いをしていたが、1944年（昭和19年）5月ころ、同学年で親友であった崔■■■■が「先生が呼んでいる。学校に行けて、お金ももらえるという話がある。」と言って原告を呼びに来たので、原告は崔■■■■と一緒に国民学校へ行ったところ、6年次の担任教諭、正木校長及び近藤憲兵から「日本に行けば、女学校に行ける。」、「仕事をすればお金がもらえて家計を助けることができる。」、「半年に一度は故郷に帰れる。」などと言われた。

原告は、羅州の女学校に通っている生徒を見てうらやましく思っていたため、校長らの話を聞いて、女学校に行けると信じて大変うれしく思い、また、お金をもらえるなら貧しい家族を助けることができるとも思った。

しかし、その他に具体的な労働の内容、勤務時間、そして日本が戦争をしていることなどについては、何も教えてもらわなかった。

原告は、家に帰って両親に勧誘の話をしたところ、強く反対された。しかし、原告はどうしても女学校へ行きたいと思っており、また、校長らから強く誘われたので断ることもできないと考え、崔■■■■と一緒ならば自分も行こうと思い、親の反対にもかかわらず原告は日本に行くことにした。原告は、父の印鑑を内緒で持ち出して学校へ持っていき、校長に「親が反対するので親に秘密で日本に行きます。」と話をした。そして、原告は、崔■■■■と一緒に親に内緒のまま、荷物も持たずに家を出て勤労挺身隊に参加した。両親には、名古屋に着いてから手紙で日本に来たことを知らせた。

1944年5月末ころ、羅州大正国民学校に集合して羅州駅から出発し、他の地方から来た少女らと合流して、麗水港から船に乗って下関まで行き、下関から汽車で名古屋に行き、第四菱和寮に到着した。

ウ 本件工場での生活

本件工場で原告に与えられた仕事は、飛行機の小さな部品にペンキを塗ることであった。その日のうちに塗らなければならない部品が台の上に並べられており、原告は「早くやりなさい。」と大声で怒鳴られながら必死でペンキを塗った。シンナーとペンキの臭いがきつくて、頭が痛くなり、休みたいと思っても休むことができなかった。仕事のときの監視はとても厳しく、私語は許されず、トイレに行くときも許可がなければトイレに行かせてもらえなかった。

寮では、原告は、原告梁錦徳を含めた七、八人で同じ部屋で生活した。食事は、朝食はジャガイモと麦と米を混ぜたご飯とみそ汁、昼食はジャガイモと麦と米を混ぜたご飯、夕食はジャガイモと麦と米を混ぜたご飯とおかずが少しであり、韓国にいたときと比べても量が大変少なかったが、どんなにおなかすいても、他のものを買って食べることはできなかった。

め、原告はいつも空腹状態であり、水を飲んでおなかを膨らませていた。

原告は、両親に内緒で日本に来ていたため、家族への手紙に「辛いです。」「苦勞がたくさんあります。」などと書くことはできず、いつも「幸せです。」としか書けなかった。

女学校へは行かせてもらえず、勉強もさせてもらえず、仕事はきついで、原告は早く家に帰りたと思ったが、怖くてとても言い出せなかった。

エ 東南海地震

1944年（昭和19年）12月7日午後1時半ころ、原告が工場の中でペンキを塗る仕事をしていたところ、日本人が大きな声で「地震だ。」と叫んだので、原告は、日本人と一緒に工場の下にある穴に避難した。揺れが収まり、原告が穴から外に出てみると、建物が倒れ、地面が割れたり、地面から水がわき出ていたりした。建物の下敷きになって死んでいる人もおり、大変恐ろしい思いをした。原告は、寮に戻ったときに崔■■■■がれんがの下敷きになって死んだという話を聞き、大変な衝撃を受け、大声で泣いた。なお、原告は、帰国後、一緒に日本へ行った崔■■■■と一緒に帰ることができなかつたつらさから、国民学校の卒業写真の中の崔■■■■の顔をボールペンで黒く塗りつぶしてしまった。

オ 解放及び帰国

東南海地震後、名古屋への空襲がひどくなり、1945年（昭和20年）の3月か4月ころ、原告らは大門工場に移動したが、本件工場のとときと同様に、労働はきつくて、食事なども粗末なものばかりだった。

つらい日々が続く中、同年8月15日、原告は、工場のラジオで戦争が終わったことを知り、「これで家に帰ることができる。」ととてもうれしく思った。ただ、一緒に来た崔■■■■が死んでしまい、自分1人で帰ることを思うととてもつらかった。

解放後、しばらくたってから、原告は、下関から船に乗って麗水に行き、

そこから汽車に乗って1人で実家に戻った。

カ 帰国後の生活

原告の実家は、家が7軒ほどしかない青洞里の集落にあったため、原告が勤労挺身隊として日本に行って帰ってきたことは、青洞里の集落の人が皆知っていた。原告は、青洞里の集落の人にも日本に行ってペンキを塗る仕事をしてきたと説明した。原告の家族も青洞里の集落の人も原告の話を信じてくれた。

しかし、帰国後しばらくしてから、原告は、「挺身隊」という言葉が「処女供出」という言葉と合わせて、日本の男性達に「身体まで尽くす」という意味で使われていることを知り、勤労挺身隊に参加したことを恥ずかしいと強く感じるようになり、日本に行ってきたことは誰にも話さないようにしようと心に決めた。

原告は、勤労挺身隊に参加したことを隠して17歳(数え)で結婚した。原告は、勤労挺身隊に参加したことが夫に知られたら恥ずかしいと思い、結婚後、日本で撮った写真を破って捨てた。原告は、夫にも、その親戚にも、近所の人にも、勤労挺身隊員として日本に行ってきたことを知られないようにしていた。原告は夫との間に娘4人と息子2人をもうけたが、原告の夫は53歳(数え)の時に、低血圧で突然倒れて死亡した。原告の夫は、原告が勤労挺身隊として日本に行ってきたことを死ぬまで知らなかった。

夫の死後、原告らの生活は大変苦しくなり、原告は、家政婦などをして生活を成り立たせていた。

キ 本件訴訟提起に至る経緯

原告は、勤労挺身隊員として日本に行ったことをずっと忘れようとして生活してきたが、1988年(昭和63年)、東南海地震で亡くなった崔■■■■の故郷を探しに韓国に来た日本の記者が崔■■■■の家族から原告のこと

を聞き、原告の住んでいるところまで訪ねてきた。その際、韓国の新聞記者も同行していたことから、韓国の新聞に原告の記事が顔写真付きで掲載され、原告の子供らもこの記事を読んだために、原告は、初めて子供らに、小さいころに勤労挺身隊員として日本に行き、飛行機の部品にペンキを塗る仕事をしてきたことを説明した。なお、その後、原告は、子供らに勧められて再婚したが、再婚相手に勤労挺身隊の話をするとう結婚生活が壊れてしまうと思い、話さなかった。

1997年（平成9年）ころ、原告は、再婚相手が死亡したため、原告の子供らが住んでいる光州に移り住んだところ、原告梁錦徳と再会した。そして、同人を通じて太平洋戦争犠牲者光州遺族会に入り、もらえなかった給料を払ってもらえるように請求したいと考えて、被告らを相手にした本件訴訟に原告として加わることにした。原告の子供らは、本件訴訟に参加することについて賛成しているが、原告は、本件訴訟への参加によって勤労挺身隊員として日本に行ってきたことが知られてしまうと、慰安婦だったと誤解されると考え、近所の人や友人に対しては、勤労挺身隊員として日本に行っていたこと及び本件訴訟に参加していることを隠している。

(6) 原告金中■の事情（以下、(6)において、原告というときは、原告金中■のことをいう。）

前記前提となる事実、甲C3号証の1、甲H9号証、11、13及び17号証の各1及び2、31号証、32号証、原告本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

ア 原告の経歴、家族関係

(ア) 原告は、1924年（大正13年）11月1日に全羅北道の淳昌で生まれた。原告の父母には、4男4女の子供がおり、原告は4番目の子供で長男であったが、長女及び二女は早くに死亡し、三女も1942年（昭和17年）に死亡した。金淳■は、6番目の子どもで四女であったが、

3人の姉の死亡により事実上1人娘となったため、父母に特に大切にされていた。原告の父は、地主で土地を貸して農業をしていたが、夫婦で料理屋もしており、生活は豊かであった。

(イ) 原告は、1930年（昭和5年）に普通学校（後に小学校と改名）に入学し、2年生のころ家族で全羅南道の光州に移り、1936年（昭和11年）に小学校を卒業した。その後、光州農業学校を受験したが合格することができなかったため、1939年（昭和14年）、原告が15歳のとき、日本人警察官の世話で日本に留学することになった。原告は、当初、大阪にある帝塚山工業に入学したが、6か月後に大阪市淀川区にあった関西工学校に転入学し、1944年（昭和19年）に同校を卒業した。同年、原告は、日本大学法学部に入学したが、長男であったことから氏族を受け継ぐために徴兵前に結婚するよう父に強く言われ、やむなく5月に退学して韓国に帰った。原告が帰国したとき、金淳■は、後に原告の妻となった金福■とともに既に勤労挺身隊に勧誘されていた。

イ 金福■の家族関係等

金福■は、1929年（昭和4年）7月3日、3男6女の9人兄弟の四女として、忠清南道江景で出生した。金福■の父は主に農業をし、地主として多くの土地を所有していたが、金の採掘事業に失敗したために、光州で旅館を営んでいた母の妹を頼って、1942年（昭和17年）光州に移った。

金福■と金淳■とは家が近いこともあり、仲がよかった。

ウ 金福■及び金淳■に対する勤労挺身隊への勧誘

金福■及び金淳■は、1944年（昭和19年）、光州の北町国民学校を卒業し、卒業後はそれぞれ家の手伝いなどをして過ごしていたが、同年5月ころ、隣組の愛国班の班長から、「遊んでいないで日本へ行ってみませんか。2年間軍需工場で働いて勉強すれば、その後卒業証書がもらえ

る。」「日本の方が来られて勧められたんだから、あんたたち一緒にどうですか。」などと、日本へ行くことを誘われた。班長の話によると、1日仕事をすれば二、三日は勉強をし、期間は2年間で、2年間経てば4年間勉強して卒業したのと同じ資格が与えられるとのことであった。班長の話聞き、勉強が好きな方だった金福■は、日本に行けば勉強ができると素直に信じ、また、国民学校で「内鮮一体」「八紘一宇」などと教えられていたため、お国のために尽くすのだという気持ちにもなった。また、金淳禮も女学校へ行きたいと思っていたため、金福■とともに「行きましよう。」などと言い合って行くことに決めた。

しかし、2人が日本に行くことについては、それぞれの親や兄が強く反対した。日本留学から帰国して話を聞いた原告も、東京で空襲を経験していたことから、金淳■らも日本で空襲に遭うのではないかと、空襲で命を落とすのではないかと不安を強く感じ、日本へ行くのは危険だと思った。しかし、金淳■らが女学校へ行きたいと強く望んでいたため、原告は、まだ幼い金淳■らであれば、昼は仕事をするとしても夜には勉強をさせてもらえるだろうと考えた。最終的には、金福■及び金淳■の各父母もしぶしぶ日本に行くことに応じた。

エ 日本への出発

原告は、金淳■らだけで日本に行かせるのはあまりに不安であり、何より事前に行き先が知らされていなかったためにこれを確認する必要があると考え、金淳■らに付き添って日本に行くことにした。

1944年（昭和19年）6月、光州市庁舎の前に、光州市近辺からの約50人が集合し、「半島女子挺身隊勤労奉仕隊」と書かれた2メートルくらいの旗を金■禮が持ち、市内本町通りを行進した後、光州駅から汽車に乗って麗水へ、麗水から船に乗って下関へ向かった。原告は船の中で、同行していた日本人から行き先が名古屋であることを初めて聞いた。金■

禮らは名古屋と知らされることもなく、誰も行き先を知らなかったが、特に不安な様子はなかった。下関に着いた後、汽車で名古屋まで行き、本件工場に着いた。原告もこのとき初めて、金淳■らの勤務先が本件工場であることを知った。

オ 金福■及び金淳■の本件工場での生活

原告は、山添舎監にあいさつをし、寮に1泊した後、金淳■らにがんばるようにと言って寮を去った。原告は、旧会社であれば大きな会社であり信頼できると思い、特に不安は感じなかった。

金福禮は、縫工場（ほうこうば）と呼ばれる作業場で勤労挺身隊4人と日本人女性2人とで長いパイプに布を縫い付ける仕事をした。金淳■は、機体へのペンキ塗りの仕事であり、金福■の作業場のすぐ横の仕事場であった。

食事は、朝食はみそ汁、たくあんと麦ご飯、その他主としてジャガイモが出される程度であった。

名古屋に来たころは、午前中に仕事をして午後に勉強をしたり、たまには1日勉強をしたりというように、週に2回くらいの勉強の時間があった。男性の先生からは日本の歴史などを教えられ、女性の先生からは礼儀作法を教えられた。

金淳■らが日本に来て二、三か月経過したころ、原告は、大阪へ馬具の購入に行くついでに、金淳■らの様子を見るために名古屋にある第四菱和寮に立ち寄り、山添舎監に来訪を告げた。原告は、金淳■ら2、3人を連れて外出しようと考えて山添舎監に外出許可を求めたが、断られたため、やむなく寮の2階で金淳■らと話をした。原告が金淳■らに勉強をしているかと聞いたところ、時々寮母が来て裁縫などを教えてくれるだけであるとの答えであったが、原告は、金淳■らが名古屋に来てまだ間もないためであり、そのうち勉強が始まるだろうと考えた。1時間ほど話をしたが、

原告は、金淳■らが厳しい状況に置かれているとは思わなかった。

本件工場での生活は、その後も、仕事ばかりで4年の卒業証書がもらえるという話はなかったため、金淳■らは、「うそばかり言ってる。」「勉強はだめだ。」などと話し合い、朝鮮に帰りたと思ったが、山添舎監には怖くてとても言えなかった。

カ 東南海地震

1944年（昭和19年）12月7日午後1時半ころ、金福■は、午後の仕事にかかり始めていたが、テーブルがぐらぐらと動き、「地震だ。逃げろ。逃げろ。」という声が聞こえたため、縫工場から通路に出て外に出ようとした。しかし、正面の出口がつぶれて出られなくなっていたので、通路にあった機械の下に隠れた。通路の北方向から金淳■が走って逃げてきたのが見えたが、金淳■は金福■の隠れているところに来る前に倒れてきた壁と屋根に押しつぶされてしまった。

地震が収まった後、金福■は自力で脱出した。すぐに第一中隊で点呼して数えたところ6人がいないので皆で探した。金淳■を見つけたとき、金淳■はうつぶせになったまま堅いれんがが頭に当たって血を流している状態であった。なお、金福■は、韓国に帰ってからも金淳■の父母に金淳■の死んだ姿を話すことができず、夫である原告に話ただけであった。

金淳■が死亡したとの通知が、東南海地震後しばらくして光州市庁から原告の自宅に届いた。原告は、突然の死亡通知に驚き、その翌日、名古屋に向かった。第四菱和寮に着くと、金福■が「兄さん、死んだですよ。」と言って原告に泣きついた。原告が山添舎監に確認したところ、遺骨は既に韓国に送ったとのことであった。山添舎監は原告に慰めの言葉をかけたが、原告は妹の死を受け入れることができず、せめて、死んだ場所を見たいと思い、本件工場の様子を見に行った。原告は、そのまま第四菱和寮に2泊したが、その間も、夜、警戒警報や空襲警報が鳴り響き、原告は少女

らと一緒に防空壕に避難した。

キ 解放に至るまで

地震後は空襲が激しくなり、しばらくして、金福■らは、大門工場に移動し、1945年（昭和20年）8月15日の解放の日を同工場で迎えた。韓国に帰ったのは、同年10月ころであった。

ク 解放後の生活

1945年（昭和20年）5月ころに日本軍に徴兵されていた原告は、釜山で日本の敗戦を迎え、その日から一、二週間後に光州に帰った。その後、しばらくして帰国した金福■が原告の家を訪れ、原告の両親に東南海地震の様子を話すと、原告の母は泣き崩れた。

原告は、光州の警察騎馬隊に入隊し、その後、全羅南道の麗水及び順天で起こった共産軍の反乱を契機に、1946年（昭和21年）の夏ころ、韓国軍隊に入隊した。

1947年（昭和22年）1月15日、原告は金福■と結婚した。原告は、1960年（昭和35年）に軍隊を除隊した。その後、釜山の港湾組合などで仕事をし、1987年（昭和62年）ころ、済州に移り日本語塾を開いた。

ケ 本件訴訟に至るまでの経緯等

1988年（昭和63年）ころ、日本のテレビ局の記者が済州に取材に来たことがきっかけとなり、原告は、東南海地震による犠牲者の追悼記念碑建立の除幕式に参加することとなった。金福■は名古屋には行きたくないと言ったため、原告のみが他の韓国人遺族とともに日本に行き、同年12月4日に本件工場の跡地で開催された除幕式に参加した。そして、原告は、2000年（平成12年）12月6日、金福■と共に本件訴訟を提起した。

2001年（平成13年）2月13日、金福■は済州で死亡した。

(7) 原告金■珠の事情（以下、(7)において、原告というときは、原告金■珠のことをいう。）

前記前提となる事実、甲H2号証、甲H37号証の1及び2、原告本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

ア 経歴等

原告は、1929年（昭和4年）9月8日に順天で生まれ、父母のほか、妹2人及び弟1人がいた。経済的には比較的豊かな家庭であった。原告が住んでいた家の周りには日本人の家もたくさんあり、原告はそれらの日本人とも仲良く暮らしていた。

原告は、9歳のころから順天南国民学校へ通うようになった。国民学校で、原告は、日本の歴史、皇国臣民の誓詞、教育勅語、修身、君が代などの日本の歌を教わり、また、日本は世界中で一番の国であり、戦争でもずっと日本が勝っていると聞いていた。

国民学校卒業後、原告は、家庭の事情等により中学校へは進学せずに家の仕事を手伝ったり、山に木を植えたり土を運んだりする日本人の事業を手伝ったりしていた。

イ 勤労挺身隊への勧誘

1944年（昭和19年）5月中旬ころ、原告は、6年次の担任教諭から、2つ年下の妹（当時6年生）を介して学校に呼ばれ、行ってみると、原告のほかに、同級生の宣城■と1学年上の新井■も呼ばれていた。原告ら3人は、教務室で6年次の担任教諭と背の高い日本人から「日本に行けば女学校に進学でき、お金も稼げる。」と言われた。行き先や仕事の内容については何も聞いていなかったが、女学校に通っている人に憧れていた原告は、周りの人は進学しているので自分も日本へ行って勉強を続けたいと思った。当時、原告は、教諭の話が一番と考えており、教諭がうそをつくとは思ってもいなかったため、日本に行けることがとにかくうれし

く、また、天皇陛下のためになることはすばらしいことだと思っていた。

原告は、日本が戦争をしていることも少しは知っていたが、家の近所に日本人が住んでいたこともあり、日本が戦争で勝つと信じていた。

担任教諭から印鑑を持ってくるように言われたため、原告は、家族に内緒で印鑑を持ち出した。原告は、日本に行くことを家族に言うと反対されると思い、出発の2日前に初めて、徴用のために不在の父に代わり原告の面倒を見てくれていた祖母に話をした。原告の話を聞いた祖母は、大変驚き、強く反対したが、原告が「判を押してしまったから行かなければならない。」と言ったため、やむを得ず原告を送り出した。

同年5月末、順天南国民学校に集合して、順天駅から麗水まで行き、麗水で他の勤労挺身隊員と合流して麗水港から船で下関に向かった。原告の父方の叔父と叔母は、原告の妹と弟を連れて麗水港まで来て、日の丸の旗を振り、「天皇陛下万歳」と泣きながら言い見送った。下関から汽車で名古屋に向い、名古屋に到着後、第四菱和寮に行った。

ウ 本件工場での生活

(ア) 第四菱和寮では、7人が同じ部屋で寝起きしていた。

名古屋到着後2か月間くらいは、鉄を磨く訓練、くぎを打つ訓練などの研修をして過ごしていた。

食事は、朝食は味噌汁とご飯であり、昼食及び夕食も同じような食事であり、ご飯の量は足りなかった。また、入浴は、2日に1回で入浴時間は自由だった。

手紙は自由でなく、封をしないまま事務所に持っていった。原告は、二、三日に1回手紙を出していたが、すべての手紙が家に着いていたわけではなかった。

原告は、「日本に行っても、朝鮮にはいつでも帰らせてあげる」と言われていたが、日本に行って1年くらい過ぎたころ、叔父からの手紙で

原告の弟の死亡を知らされたため、山添舎監に「弟が死んだので朝鮮に帰らせて欲しい。」と言ったが、「残り少ないから、もう少しなさい。」「2年の契約期間がきたら帰らせてあげる。」などと言われ、結局帰らせてもらえなかった。なお、原告の妹の金正■は、1944年（昭和19年）の秋ころ、国民学校の担任教諭から「姉に会える。」などと誘われて、勤労挺身隊員として富山の不二越に来ていたが、原告は、一度、妹に会いに行くことを許され、会いに行ったことがあった。

(イ) 原告の仕事は、当初は、順天国民学校から来た他の勤労挺身隊員と一緒に飛行機の翼の型を取る作業であったが、その後、日本人の男性と一緒に切断機でジュラルミンの板を切る作業をすることとなった。切断機の使い方は、一緒に仕事をしている日本人男性から教えてもらっただけであった。工場内では、日本人の班長及び副班長がしきりに巡回して注意をするなど監視が厳しく隣の友達と言葉を交わすこともできなかった。

切断機の仕事始めて2か月くらい経ったころ、原告は、ジュラルミンの板を切る作業中に誤って左手の人差し指の先を切断機で切ってしまった。原告は、切断された指の先が床の上に落ちてとんとんと転がり、指から血が流れ出ているのを見て、驚きの余り、大声で泣いた。全身の力が抜けるほど怖く、母と祖母の顔が目には浮かんだ。原告の叫び声を聞いた班長が、原告を病院へ連れて行き、応急処置を受けさせた。その後、原告は、しばらく班長に付き添われて病院に通い治療を受けたが、包帯が傷口に付着して包帯を取り替えるたびに出血したため、なかなか傷が治らず、結局、工場の仕事は2か月くらい休み、その間、班長の横に椅子を置いて座っていた。再び仕事を始めるようになった当初は、雑用のような仕事をしていたが、その後、再び、危険性の低い切断機での切断作業を担当するようになった。なお、原告以外にも、忠清南道出身の勤

労挺身隊員が、危険性の最も高い切断機を使って作業をしているときに、右手の人差し指から小指までの4本を切断するけがをしたことがあった。

エ 東南海地震

1944年（昭和19年）12月7日午後1時半ころ、原告が切断機の作業をしていたところ、頭が機械に何度もぶつかるため、おかしいと思っていたら、「地震だ早く外に出ろ。」と叫ぶ声が聞こえてきたため、原告は慌てて、みんなが避難する方向とは逆の方向へ逃げ出してしまった。そのため、逃げてくる多くの人に押し倒され、何人かに手を踏まれた。また、倒れたときに足をねんざし、左足がはれてしまった。原告は、今でも歩くと足が痛むことがある。

原告は、地震が収まってから工場を見に行ったところ、屋根があちらこちらで倒れ、壁が崩れていた。塗装工場では、小隊長の崔■■■■の首の辺りに倒れた材木が落ち、更にれんがでけがをして血を流して、同人が死んでいるのを見た。寮に帰って人数の報告をしたときに、原告は、勤労挺身隊員のうち6人が亡くなったことを知り、非常に悲しい思いをした。その後も小さな地震が何度かあり、原告はびっくりして飛び起きた。

オ 解放に至るまで

1944年（昭和19年）11月ないし12月ころから、空襲が激しくなり、夜2回及び昼1回の1日3回くらいあった。防空壕にはいつも水がたまっていて寒く、加えて風が吹くので、震えながら爆撃が過ぎ去るのを待っていた。原告は、空襲警報が鳴るたびにもう死ぬかもしれないと思っていた。

1945年（昭和20年）4月ころ、大門工場へ移動した。大門工場での仕事は、ペンキを塗るなどの作業であった。

同年8月15日、原告は、寮の部屋でラジオから流れる天皇陛下の玉音

放送を聞いた。原告は、日本が負けたことを知って、悲しい気持ちになり、玉音放送を正座して聞きながら泣いた。

同年10月、原告は、大門、下関、釜山、大田、順天という経路で韓国へ帰った。帰国する際、旧会社から一銭も賃金はもらっておらず、また、荷物は荷造りしておけば送ってくれると舎監から聞いたので、作業服のまま体一つで帰ってきた。荷物の中には熱田神宮、名古屋城などに行ったときの写真や、家族の写真など大切なものも入っていたが、いまだに受け取っていない。

カ 帰国後の生活

帰国後、原告は、家の手伝いをしていたが、勤労挺身隊に参加したことが慰み者にされたことと同じに思われるということを知っていたため、人前では左手の人差し指のけがを隠していた。

1947年（昭和22年）12月、原告は、勤労挺身隊に参加したことを隠して結婚し、3人の子供をもうけた。結婚してしばらくしたころ、国民学校の同級生が原告の夫に原告が勤労挺身隊員として日本に行っていたことを告げたため、その後、原告は、夫から「なぜ言わなかったのか。」、「どういう所だったのか。」、「何人くらい相手にしたのか。」などとしつこく聞かれたり、暴力を振るわれたりするようになった。原告が「なぜ殴るのか。」と聞いても、夫は「自分の胸に手を当てて良心に聞け。反省しろ。」などと言い、原告が「何もしていない。」というとなれば逃げられるように用意をしていた。このような状況は、1960年（昭和35年）ころに原告の夫が肝臓を悪くするまで続いた。

原告の夫の体調が悪くなってからは、暴力もなくなり、比較的平穏な生活ができるようになったが、生活は苦しかった。1962年（昭和37年）ころに原告の夫が亡くなった後、原告は家政婦などをしながら子供を育て

た。1966年（昭和41年）ころに原告金恵■と再会し、一緒に和順で食堂を経営することとなったが、経営が苦しくなり長く続けることはできなかった。食堂を経営していたころ、原告は、勤労挺身隊に参加したことを隠して再婚し、子供を1人もうけたが、再婚相手が酒やたばこにお金を浪費したことから離婚した。

キ 本件訴訟に至るまで

1999年（平成11年）7月、原告は、原告金恵■に会いたいと思って電話をしたところ、同人から「名古屋から弁護士が来るので、7月11日に光州に来るように。」と言われた。そこで、原告は、光州へ行き、名古屋から来た弁護団に会って話をし、これをきっかけに本件訴訟に参加することとなった。そして、その際、原告は、子供たちに初めて、勤労挺身隊員として日本に行っていたことを話したところ、子供たちは誤解をせず理解してくれた。